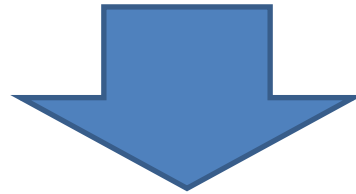


国保標準保険料率算定結果と 平成31年度国民健康保険税率 について

洲本市 市民生活部 保険医療課

国保制度改革の概要（運営の在り方の見直し）

- 平成30年度より、都道府県は国保の財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営について中心的な役割を担うこととし、制度の安定化を図る。
 - ① 給付費に必要な費用は、全額、都道府県が市町村に交付
 - ② 将来的な保険料負担の平準化を進めるため、都道府県は、市町村ごとの標準保険料率を提示（標準的な住民負担の見える化）
 - ③ 都道府県は、国保の運営方針を定め、市町村の事務の効率化・広域化を推進
- 市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、被保険者の実情を把握した上で、地域におけるきめ細かい事業を行う。



市町村が提示・公表される標準保険料率を参考に保険料率の決定を行う

平成30年度標準保険料率等の検証

【平成30年度標準保険料率と洲本市税率】

		所得割	均等割	平等割	調定額(賦課総額)	
兵庫県より 示された 標準保険料率	医療分	6.45%	25,987円	18,272円	687,926,589円	合計
	支援分	2.56%	10,336円	7,268円	272,756,697円	
	介護分	2.13%	11,109円	5,204円	93,548,186円	
平成30年度 洲本市税率	医療分	7.00%	23,000円	22,500円	691,502,794円	※合計
	支援分	2.80%	9,300円	8,900円	270,478,506円	
	介護分	2.30%	9,400円	6,500円	92,198,300円	
					1,054,231,472円	
					1,054,179,600円	

※当初賦課時点（7/1）

【平成30年度税率設定にあたって課題となった事項】

- ◆ 納付金の主な財源となる国民健康保険料(税)について、納付金が不足とならないよう料率を設定する。
⇒標準保険料率よりも高い税率を設定した。
- ◆ 所得が高めに算出される傾向があるため、基本的に標準保険料率より高い保険料率を設定する。
⇒所得を独自で見込み、標準保険料率よりも高い所得割税率を設定した。
- ◆ 県で定める「兵庫県国民健康保険運営方針」において、標準的な保険料算定方式とされる「3方式」で保険料率を設定する。
⇒H30年度より「資産割」を廃止し、3方式とした。
- ◆ 県で定める「兵庫県国民健康保険運営方針」において、標準的な賦課割合とされる所得・均等・平等割の賦課割合を50：35：15で保険料率を設定する。
- ◆ 低所得世帯について、なるべく増額とならないよう配慮した税率を設定する。
⇒均等割・平等割の賦課割合を32：18と設定した。

平成31年度標準保険料率の算定結果

【平成31年度標準保険料率と洲本市税率】

区分		所得割	均等割	平等割	一人当たり保険税
医療分	H30税率	7.00%	23,000円	22,500円	60,706円
	算定結果	↓ 5.88%	↓ 21,223円	↓ 17,875円	↓ 53,106円
支援分	H30税率	2.80%	9,300円	8,900円	23,745円
	算定結果	↗ 2.82%	↗ 9,792円	↓ 8,247円	↗ 24,447円
介護分	H30税率	2.30%	9,400円	6,500円	24,514円
	算定結果	↗ 2.44%	↗ 11,258円	↓ 6,081円	↗ 28,316円

◎ 一人当たり保険税の比較

	医 + 支	現行との差額	医 + 支 + 介	現行との差額
H30税率	84,451円		108,965円	
算定結果	↓ 77,553円	▲ 6,898円	↓ 105,869円	▲ 3,096円

【1人当たり保険税が減少した要因】

以下の理由により、必要な医療分保険料総額が大きく減少した。

（平成30年度）814,300,178円（平成31年度）687,817,193円

※県下で前年と比較し、減少しているのは10市町。減少率15.5%は県下最大。

- ①前々年度前期高齢者交付金精算額として追加交付があった。
- ②予備費精査により計上額を減少させた。
- ③算定可能な都道府県繰入金が増加した。

平成31年度洲本市税率の算定にあたって

【県の税率に関する方針】

以下のとおり段階的に目標を定め取り組むことにより、保険料水準の統一を目指す。

(同一所得・同一保険料)

- ①算定方式、賦課割合、賦課限度額については、H33年度を目標時期と設定する。
 - ◆算定方式・・・所得・均等・平等割の3方式（H30年度より対応）
 - ◆賦課割合・・・所得割50：均等割35：平等割15（現行所得割50：均等割32：平等割18）
 - ◆賦課限度額・・・国の示す賦課限度額とする。（対応済）
- ②医療費水準及び収納率の平準化については、H36年度を目標時期と設定する。なお、各市町が同様の取組みを行うことにより平準化したとみなす予定であり、具体的な取組み等については、今後連絡協議会において協議される。
- ③H36年度以降を同一所得・同一保険料に向けた検討・移行期間と設定する。

【平成31年度保険税率設定にあたって留意する事項】

- 納付金の主な財源となる国民健康保険料(税)について、納付金が不足とならないよう料率を設定する。
- 所得が高めに算出される傾向があるため、基本的に標準保険料率より高い保険料率を設定する。
- 県で定める「兵庫県国民健康保険運営方針」において、標準的な賦課割合とされる所得・均等・平等割の賦課割合を50：35：15で保険料率を設定する。
- 低所得世帯について、なるべく増額とならないよう配慮した税率を設定する。
- 住民負担の観点を踏まえ、年度間の平準化を視野に入れた保険料率の設定する。

平成31年度国保税率(案)の考察

①所得割

所得が高めに算出される傾向があることから、過去3年の1人当たり所得、対前年比等を参考に平成31年度1人当たりの所得金額を独自で見込み、税率を設定する。

	① 標準保険料率で 見込む1人当たり所得	② 過去3年間の実績等により 見込む1人当たり所得	③ ②に基づき設定すべき税率	④ 標準保険料率との差	⑤ 現行税率との差
医療分	538,723	520,000	6.09%	0.21%	-0.91%
支援分	518,105	482,000	3.03%	0.21%	0.23%
介護分	688,153	610,000	2.75%	0.31%	0.45%

②均等・平等割

県で定める「兵庫県国民健康保険運営方針」において、標準的な賦課割合とされる均等・平等割の賦課割合35：15で、低所得世帯がなるべく増額とならないよう配慮した税率を設定する。

	均等割				平等割			
	① 標準保険料率で 示された均等割額	② 賦課割合35として 設定すべき均等割額	③ 標準保険料率 との差	④ 現行税率 との差	① 標準保険料率で 示された平等割額	② 賦課割合15として 設定すべき平等割額	③ 標準保険料率 との差	④ 現行税率 との差
医療分	21,223	22,173	950	-827	17,875	16,250	-1,625	-6,250
支援分	9,792	10,231	439	931	8,247	7,498	-749	-1,402
介護分	11,258	11,762	504	2,362	6,081	5,528	-553	-972

平成31年度国保税率(案)

区分		所得割	均等割	平等割	一人当たり保険税
医療分	税率(案)	6.10%	22,100円	16,200円	54,811円
	現行	7.00%	23,000円	22,500円	60,706円
支援分	税率(案)	3.00%	10,200円	7,500円	25,164円
	現行	2.80%	9,300円	8,900円	23,745円
介護分	税率(案)	2.70%	11,800円	5,500円	28,187円
	現行	2.30%	9,400円	6,500円	24,514円

(一人当たり保険税の比較)

	医 + 支	税率(案)との差額	医 + 支 + 介	税率(案)との差額
税率(案)	79,975円		108,162円	
現行	84,451円	▲ 4,476円	108,965円	▲ 803円

モデルケースによる税率改定の影響比較

ケースNo.	世帯人数	介護対象	所得金額	軽減	備 考
1	4人	2人	300万円	なし	所得300万円は、給与収入に直すと約440万円
2	2人	0人	110万円	2割	夫は厚生年金（230万円）、妻は国民年金（80万円）
3-1	1人	1人	0円	7割	介護ありで最も低い税額（現行税率で年額23,700円）
3-2	1人	0人	0円	7割	最も低い税額（現行税率で年額19,000円）
4-1	2人	2人	0円	7割	
4-2	2人	0人	0円	7割	
5	4人	4人	0円	7割	介護2号 4人以上で増額に転じる。

ケースNo.	現行	税率A			税率B		
	税額	税額	現行比		税額	現行比	
1	508,900	476,100	-32,800	-6.4%	492,500	-16,400	-3.2%
2	203,800	183,800	-20,000	-9.8%	186,200	-17,600	-8.6%
3-1	23,700	22,300	-1,400	-5.9%	21,500	-2,200	-9.3%
3-2	19,000	17,100	-1,900	-10.0%	16,400	-2,600	-13.7%
4-1	36,200	34,800	-1,400	-3.9%	34,400	-1,800	-5.0%
4-2	28,700	26,300	-2,400	-8.4%	25,700	-3,000	-10.5%
5	61,300	60,300	-1,000	-1.6%	61,500	200	0.3%

税率A：1/4に県より示された標準保険料率

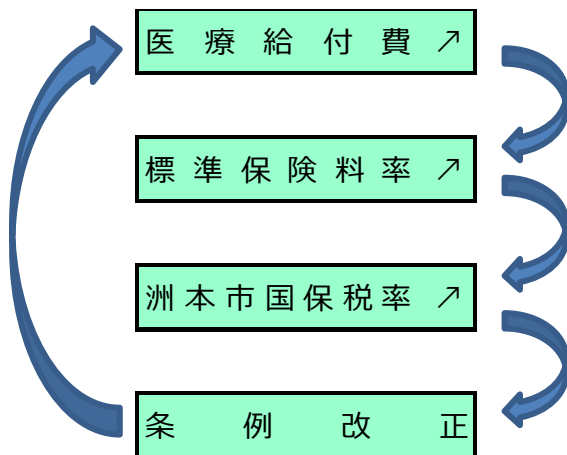
税率B：標準保険料率を参考に設定した平成31年度税率

今後の予定等

【今後の予定】

- 2月中旬 平成30年度国民健康保険運営協議会開催
(平成31年度税率(案)について、諮問・答申)
- 3月 税率改正に伴う条例改正
- 6月 市広報誌において平成31年度税率について広報
- 7月上旬 各世帯へ平成31年度国民健康保険税額の通知

【今後の検討課題】



国保加入者の高齢化に伴う医療給付費の増加により、将来、左記サイクルが発生することとなる。

平成32年度以降の税率設定については、財政調整基金の取り崩し等による住民負担の観点も踏また年度間の平準化ができないか検討することとする。

税率算出参考資料

税率算出参考資料(1)

I 所得割

(1) 医療分

○過去の基準所得の状況（本算定時）

年度	基準所得	限度超過額	限度額相当所得	限度額相当分控除後所得	被保険者数	一人当たり所得	対前年比
H28	6,616,334,027円	61,888,682円	783,401,038円	5,832,932,989円	12,324人	473,299円	108.236%
H29	6,849,514,720円	82,099,597円	1,039,235,405円	5,810,279,315円	11,781人	493,191円	104.203%
H30	6,581,183,365円	52,750,281円	753,575,443円	5,827,607,922円	11,391人	511,598円	103.732%
過去3年平均						492,696円	105.3904%

○標準保険料算定における基準所得の状況

年度	基準所得	限度超過額	限度額相当所得	限度額相当分控除後所得	被保険者数	一人当たり所得	対前年比
H31	-	-	-	5,848,916,000円	10,857人	538,723円	105.302%

一人当たり所得を対前年比102%相当の「520,000円」と設定する。

	必要賦課総額 (本算定結果より)	①うち所得割分 (賦課割合50と設定)	②基準所得 (一人当たり所得× 被保険者数見込)	所得割率 (①/②)
医療分	687,817,193円	343,908,597円	5,645,640,000円	6.09%

算定結果より +0.14%

(2) 支援分

○過去の基準所得の状況（本算定時）

年度	基準所得	限度超過額	限度額相当所得	限度額相当分控除後所得	被保険者数	一人当たり所得	対前年比
H28	6,616,334,027円	15,584,759円	649,364,958円	5,966,969,069円	12,324人	484,175円	109.837%
H29	6,849,514,720円	21,466,660円	894,444,167円	5,955,070,553円	11,781人	505,481円	104.401%
H30	6,581,183,365円	27,373,960円	977,641,429円	5,603,541,936円	11,391人	491,927円	97.319%
過去3年平均						493,861円	103.8520%

○標準保険料算定における基準所得の状況

年度	基準所得	限度超過額	限度額相当所得	限度額相当分控除後所得	被保険者数	一人当たり所得	対前年比
H31	-	-	-	5,625,067,000円	10,857人	518,105円	105.322%

一人当たり所得を対前年比98%相当の「482,000円」と設定する。

	必要賦課総額 (本算定結果より)	①うち所得割分 (賦課割合50と設定)	②基準所得 (一人当たり所得× 被保険者数見込)	所得割率 (①/②)
支援分	317,353,243円	158,676,622円	5,233,074,000円	3.03%

算定結果より +0.15%

(3) 介護分

○過去の基準所得の状況（本算定時）

年度	基準所得	限度超過額	限度額相当所得	限度額相当分控除後所得	被保険者数	一人当たり所得	対前年比
H28	2,783,618,488円	6,753,152円	306,961,455円	2,476,657,033円	4,016人	616,697円	105.199%
H29	2,768,996,277円	8,615,819円	391,628,136円	2,377,368,141円	3,766人	631,271円	102.363%
H30	2,682,542,848円	9,818,874円	426,907,565円	2,255,635,283円	3,622人	622,760円	98.652%
過去3年平均						623,576円	102.0714%

○標準保険料算定における基準所得の状況

年度	基準所得	限度超過額	限度額相当所得	限度額相当分控除後所得	被保険者数	一人当たり所得	対前年比
H31	-	-	-	2,317,011,000円	3,367人	688,153円	110.501%

一人当たり所得を対前年比98%相当の「610,000円」と設定する。

	必要賦課総額 (本算定結果より)	①うち所得割分 (賦課割合50と設定)	②基準所得 (一人当たり所得× 被保険者数見込)	所得割率 (①/②)
介護分	113,147,634円	56,573,817円	2,053,870,000円	2.75%

算定結果より +0.26%

税率算出参考資料(2)

Ⅱ 均等・平等割

	必要賦課総額	①うち均等割分 (賦課割合35)	②被保険 者数見込	均等割額 (①/②)	H30税率との比較	③うち平等割分 (賦課割合15)	④世帯数 見込	平等割額 (③/④)	H30税率との比較
医療分	687,817,193円	240,736,018円	10,857人	22,173円	-827円	103,172,579円	6,349世帯	16,250円	-6,250円
支援分	317,353,243円	111,073,635円	10,857人	10,231円	931円	47,602,986円	6,349世帯	7,498円	-1,402円
介護分	113,147,634円	39,601,672円	3,367人	11,762円	2,362円	16,972,145円	3,070世帯	5,528円	-972円

Ⅲ 端数調整

	賦課総額					必要賦課総額 (本算定結果より)	過不足
	①所得割	②均等割	③平等割	④限度超過額	計 (①+②+③-④)		
医療分	6.09%	22,173円	16,250円	34,785,824円	699,804,429円	687,817,193円	11,987,236円
	393,585,766円	242,106,987円	98,897,500円				
支援分	3.03%	10,231円	7,498円	30,168,227円	325,464,329円	317,353,243円	8,111,086円
	195,822,515円	111,712,289円	48,097,752円				
介護分	2.75%	11,762円	5,528円	13,083,306円	114,835,151円	113,147,634円	1,687,517円
	71,583,345円	40,602,424円	15,732,688円				



端数調整

	賦課総額					必要賦課総額 (本算定結果より)	過不足
	①所得割	②均等割	③平等割	④限度超過額	計 (①+②+③-④)		
医療分	6.10%	22,100円	16,200円	36,097,192円	698,039,881円	687,817,193円	10,222,688円
	394,233,973円	241,309,900円	98,593,200円				
支援分	3.00%	10,200円	7,500円	29,580,430円	323,788,018円	317,353,243円	6,434,775円
	193,884,023円	111,373,800円	48,110,625円				
介護分	2.70%	11,800円	5,500円	12,629,639円	114,038,644円	113,147,634円	891,010円
	70,281,683円	40,733,600円	15,653,000円				